



# 特別児童扶養手当 ご存知ですか？

## ●対象者● ※裏面の等級表参照

20 未満の方

身体または精神に重度または中度以上の障害をお持ちのお子さんの養育者

## ●支給金額● 平成 29 年 6 月現在

1 級(重度障害児)：月額 51,450 円

2 級(中度障害児)：月額 34,270 円

※全国消費者物価指数の実績により月額は変更されます。

※前年の所得が一定額以上の方は、その年度(8 月から翌年 7 月まで)の手当の支給が停止されます。

## ●手続き●

下記書類を住所地の**市町村役場で申請**の手続きをしてください。

- ・請求者と対象児童の戸籍謄本…外国人の方は、登録原票記載事項証明書
  - ・世代全員の住民票の写し(省略事項のないもの)
  - ・診断書(用紙は当院にあります)
- ※身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方で、診断書の提出が省略できる場合があります。
- ・その他必要な書類は、市町村役場でご確認ください。



問い合わせ先：

# 特別児童扶養手当 障害等級表

## 1級

- 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢のすべての指を欠くもの
- 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
- 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
- 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

• **備考**：視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

## 2級

- 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 咀嚼（そしゃく）の機能を欠くもの
- 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 一上肢のすべての指を欠くもの
- 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢のすべての指を欠くもの
- 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも
- 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
- 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも



問い合わせ先：